

「国立市立保育園民営化ガイドライン（骨子案）」に対する意見募集の結果（提出意見一覧）

1. 実施期間 平成28年8月17日（水）～平成28年9月9日（金）
2. 提出者数 12名
3. 意見内容

（1）「国立市立保育園民営化ガイドライン（骨子案）」に対する意見

該当ページ・項目等	意見の内容
1 ページ 2. ガイドラインの目的	1…公立保育園で積み重ねてきた保育の質を維持・向上することができる優良事業者の参入を促し、安定的、継続的な保育園運営を達成することを目的とする。 ➤ 「保育の質」の測定方法の明記が必要 ➤ 「優良事業者」の定義が必要
1 ページ 2. ガイドラインの目的	②ガイドラインは、市で最初となる公立保育園の民営化に対して適用する。 ➤ 2園目以降はどのようになるのでしょうか？この文面があえて載っている意図がわかりません。
1 ページ 2. ガイドラインの目的	②ガイドラインは、市で最初となる公立保育園の民営化に対して適用する。 ➤ 次回以降の民営化に対してはどうされるのか。再度、保育審議会やガイドライン策定委員会を設置し、検討の上で行うのか、次の民営化が決まった時にどうするか決めるのか、担当部局のみで決定するのか。
1 ページ 2. ガイドラインの目的	➤ ②中、「市で最初となる」の意味は？最初の1園について適用しその後続く場合は別途ガイドラインを作成するという意味？
1 ページ 3. 民営化の進め方	1…保護者の意見・要望を伺いながら実施する。 ➤ 保護者の意見・要望を伺った後のアクションとレビュー及びその公開について明記が必要 2 保育環境が変わることによる園児の影響を最小限に抑えるとともに、民営化に対する保護者の不安を解消しながら民営化に取り組む。 ➤ 園児への影響の特定。どんな影響、リスクがあるのかを考え、明記し、その影響およびリスクを最小限に抑える方法の開発と抑えられない場合にはその対処法を明記。
1 ページ 3. 民営化の進め方	①保護者の意見・要望を伺いながら実施する。 ➤ 計画への保護者意見・要望の反映はどこに担保されるのか。保育審議会終了後は業者選定委員会へと移行するかと思うが、選定委員会にて保護者の意見・要望をどのように扱うのか規定があるのか。
1 ページ 3. 民営化の進め方	➤ 3. 民営化の進め方に記載されている二項目については必ず実施していただくよう、強く希望いたします。
1 ページ 3. 民営化の進め方	➤ ①、「保護者の意見・要望を伺いながら実施する」⇒「保護者の意見・要望を伺い、計画及び実施に反映させる」：意見・要望を聞かれるだけでは意味がないので。 ➤ ②「園児の影響を～」⇒「園児への影響を～」
1 ページ 4. 対象園の選定と実施時期	➤ 『選定と実施時期』となっておりますが、『対象園の発表と説明会実施』ではないでしょうか？ ➤ 選定等の基準が追記される予定なののでしょうか？

該当ページ・項目等	意見の内容
1 ページ 4. 対象園の選定と実施時期	1 市が民営化保育園を決定した際には、 ➤ タイトルの「選定」についての説明が抜けている。 2 民営化対象保育園の保護者や新たに保育園に入園を希望する保護者に対し説明会を実施する。 ➤ 「説明会を実施」し、説明責任を果たす。（追加）
1 ページ 4. 対象園の選定と実施時期	➤ 選定基準も明記。
1 ページ 4. 対象園の選定と実施時期	➤ ①「市が民営化保育園を決定した～」⇒「市が民営化対象保育園を決定した～」：意味があつてほかと違えているのであれば、その意味を知りたい。
1 ページ 5. 民営化の手法 (1) 方式	➤ 民設民営方式について、もう少し説明があると分かりやすいです。例) 土地・建物は無償貸与する等。
1 ページ 5. 民営化の手法 (2) 運営主体	1 設置・運営主体は、保育園の運営実績のある社会福祉法人とする。 ➤ 「運営実績」の詳細を明記
1 ページ 5. 民営化の手法 (2) 運営主体	①設置・運営主体は、保育園の運営実績のある社会福祉法人とする。 ➤ (意見) 保育園の運営実績が6年以上ある社会福祉法人として欲しい。 (理由) 運営実績の定義が不明確。入園から卒園まで各年齢の保育実績があるのが望ましいと思う。
1 ページ 5. 民営化の手法 (2) 運営主体	①設置・運営主体は、保育園の運営実績のある社会福祉法人とする。 ➤ 「保育園」⇒「認可保育園」
1 ページ 5. 民営化の手法 (3) 事業者の募集方法	3 募集の際には、ガイドラインに沿った募集要項を作成し公開する。 ➤ 国立市が募集要項を作成するのか？ ➤ 募集要項は募集をかける前に保護者に公表されるのか？
1 ページ 5. 民営化の手法 (3) 事業者の募集方法	③募集の際には、ガイドラインに沿った募集要項を作成し公開する。 ➤ 「募集の際には、」のあとに「対象園保護者の意見・要望を反映し、」を追加する。
1 ページ 5. 民営化の手法 (3) 事業者の募集方法	①「公募」とカッコつきになっている意味は？
2 ページ 5. 民営化の手法 (4) 事業者の選定方法	➤ 「事業者選定委員会」の設置者および委員構成を明記してください。 ➤ 対象園の保護者代表をオブザーバー委員ではなく、委員としてください。選定委員に偏りを感じます。 ➤ 選定委員会は透明性を保つため、原則、公開にし、事業者のプレゼン等がある場合も保護者等が参加できる日時で公開して頂けると、保護者の不安軽減になるかと思えます。 ➤ プレゼン等の際に、引き継いで保育を行うことをどのように考えているか等がわかると更に保護者の不安軽減になるかと思えます。

該当ページ・項目等	意見の内容
2 ページ 5. 民営化の手法 (4) 事業者の選定方法	<p>「事業者選定委員会」の委員構成のうち、保護者については、オブザーバー委員として参加するほか、保護者会が推薦する学識経験者を参画させることができる。また、「事業者選定委員会」において保護者からの意見を伺う機会を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 保護者のオブザーバーは何人参加可能か？ ➤ 学識経験者を参加させる「必要がある」 ➤ 保護者からの意見を伺った後のアクションとレビュー及び公開についての明記
2 ページ 5. 民営化の手法 (4) 事業者の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入札が不調に終わり、事業者が選定できなかった場合、選定基準はどうするのか。どこかを譲る形になるのか、業者が無理をして合わせてくるのに同意するのか。
2 ページ 5. 民営化の手法 (4) 事業者の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ②「オブザーバー委員」の具体的な職務、立場等は？発言や意見反映ができるのかどうか、何が他の委員と違うのか。また、学識経験者を参画させる場合、対象園の保護者会が候補者を挙げ、その後の調整や手配は市が行うのか。候補者が適任かどうかは、保護者会の責任になるのか。学識経験者は保護者会の意見を吸い上げる機能を持つのか。
2 ページ 5. 民営化の手法 (5) 事業者の選定基準 (7) 募集条件<職員配置等の条件>	<p>(5) 事業者の選定基準</p> <p>④保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲ある職員が確保されること。</p> <p>⑤公立保育園と同水準の職員配置ができること。</p> <p><職員配置等の条件></p> <p>①～④</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ (意見) 公立保育園と同水準の職員とは、経験・職歴や待遇面で事業者の職員が同水準というのかが不明確。事業者の職員の経験年数、待遇面(給与)も同じ水準という事であれば、事業者決定の際は、上記の選定基準を満たしているのか、水準を満たし運営していくのか等、エビデンスを公開希望。 (理由) 経験・待遇面の水準が満たされない場合、保育の質も保たれず、維持できないと思う為。
2 ページ 5. 民営化の手法 (5) 事業者の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「公立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持、向上できる事業者であること」という内容を追加。
2 ページ 5. 民営化の手法 (5) 事業者の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ⑤「同水準」：具体的には何をもって同じ水準とみるか。民営化当初は「水準」に達していても、その後の人員入れ替えなどで水準を維持しているかどうかはどのように確認するのか。必要な水準に達していない場合は市が指導するのか。 ➤ ⑧「子どもの民営化に係る負担」⇒「民営化に係る子どもの負担」 ➤ ⑨「保育園に入所している保護者」⇒「保育園に入所している子の保護者」。⑨の文章が分かりにくい。「保育園入所のいかに関わらず、地域の子育て家庭の保護者支援に積極的であること」？ ➤ ⑩「地域」は国立地域？それとも当該社会福祉法人が園を運営している地域？「実績」とはどういう実績？また、文全体として、保育園運営だけでなく地域貢献しているかどうか、ということ？ ➤ ⑪離職率の低さに言及するとしたらこの項目に入れるのか？離職率の低さを担保する項目が欲しい。 ➤ ⑫(6. に出てくるが)「三者協議会」が唐突にでてくるので意味がわからない。

該当ページ・項目等	意見の内容
<p>2 ページ 5. 民営化の手法 (5) 事業者の選定基準</p>	<p>② 市が指定する条件に基づき、保育サービスを提供すること。 ➤ 市が指定する条件に保護者が意見する場はあるのかどうかの明記が必要</p> <p>⑤ 公立保育園と同水準の職員配置ができること。 ➤ 「と同水準」ではなく、「を超える水準」でないと組織変更の意味がない。</p> <p>⑥ 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。 ➤ 「4半期ごとに保護者に対する説明責任を果たせること。」を追加してほしい。</p> <p>⑦ 特殊な教育方針、反社会的な信条を持たないこと。 ➤ 具体的説明を求める。</p> <p>⑧ 民営化する保育園であることを十分に認識し、子どもの民営化に係る負担を最小限にするように努めるとともに、保護者に対して柔軟で適切な対応ができること。 ➤ 子どもの負担を最小限にするために、考える具体的な負担を提示し、それに対するリスクコミュニケーション及び対処方法が必要。 ➤ 保護者に対する「柔軟で適切な対応」方法の明示が必要</p> <p>⑨ 保育園に入所している保護者のみならず、入所していない子育て家庭を含めた地域の保護者支援に積極的であること。 ➤ 「地域」の範囲、「保護者支援」の定義、「積極的」の判断方法について明記</p> <p>⑩ 地域に対する貢献や実績があること。 ➤ 「地域」の範囲、「貢献」や「実績」の判断方法についての明記</p> <p>⑪ 事業者が現に保育を行っている保育所において、職員の人材育成が積極的に行われており、園運営に職員の参加がなされていること。 ➤ 「積極的」の判断方法 ➤ 園運営に「全」職員の参加がなされている必要がある。</p> <p>⑫ 三者協議会に誠実に参加し、保護者・市と協力しながら、よりよい保育を目指す姿勢があること。 ➤ 「誠実に参加」ではなく、「必ず誠実に参加」</p> <p>⑬ 健康、安全面に対する管理体制が十分にとれていること。 ➤ 管理体制について市からの承認を得る必要がある。又、事故報告書の作成及び開示についての明記</p>
<p>2 ページ 5. 民営化の手法 (5) 事業者の選定基準</p>	<p>➤ 説明会の時に、公私に差はないと市側の説明がありましたが、それはあくまでも今ある市内の私立園が歴史もあり、信頼できる園であるからであって、新しく入っている園が、そうである保証は何もありませんので、差はないと言い切ってしまうことに疑問を感じております。そのためのガイドラインだと思いますので、この項目は大変重要だと感じます。もう少し具体的に示してもよいと感じます。その1つとして財務的に透明であることをのぞみます。しっかりと人件費に費用をさいているかも、良い人材確保の1つになるのではないのでしょうか（人件費の公開）。</p>
<p>2 ページ 5. 民営化の手法 (5) 事業者の選定基準</p>	<p>➤ 「(3) 事業者の募集方法」の次に募集条件を記載して頂いたほうが理解し易いです。</p>

該当ページ・項目等	意見の内容
2 ページ 5. 民営化の手法 (5) 事業者の選定基準	②市が指定する条件に基づき、保育サービスを提供すること ➤ 市が指定する基準がガイドラインよりも実質的な選定基準になるかと思うが、いつ公開されるのか。指定する条件についてはどのように決定されるのか。公表されるのか。意見を述べる機会はあるのか。
2 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<運営全般>	➤ 運営全般に対する市のモニタリング方法について明記が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティ ・ 鋭利物、刃物の管理 ・ 不審者対策 ・ 災害への備え ・ 遊具の安全性 ・ 水道水の管理（水質検査） ・ 安全環境のための職員の教育（消火器などはすべての職員が使える必要がある） ・ 病気管理に関して、予防策の徹底、伝染病の対処、緊急時の対応、職員のトレーニング保護者への教育 ・ 園児は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。 ・ 園児の権利（児童憲章の浸透） ・ 児童権利宣言（国連） ・ 園児の精神的サポートに関する職員の教育 ・ 質指標のデータ収集、分析、改善計画の実施と公表。（感染症は何人出たか、事故は何件か、そして他園の比較が必要）
2 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<運営全般>	➤ ③地域性を生かした～ 地域性⇒都外からでもOKなのか？国立市の社会福祉法人でやってほしい。
2 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<基本的条件>	5 対象施設の年間行事を原則として継承すること。 ➤ 例外はあるのか？ 6 これまでの園庭開放、育児相談等の子育て支援・子育て交流事業をはじめ、新たな子育て 支援事業に取り組むこと。 ➤ 民営化実施後いつまでの始めるのか？明記。 ➤ どこがどうやって、その新事業を評価するのか？明記。 7 苦情対応への体制(苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置)を整備すること。 ➤ 各者に必要な能力、経験及び資格について明記

該当ページ・項目等	意見の内容
2 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<基本的条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ⑤「年間行事を原則として継承する」：継承しない場合、新たに設定する場合は実施団体が独自に決めるのか、保護者に意見を求めるのか。 ➤ ⑥「～交流事業をはじめ、新たな子育て支援～」⇒「～交流事業を継承し、さらに新たな子育て支援～」：「をはじめ」では文がおかしい。 ➤ ⑧地元産野菜を使う、放射能検査を施すなど安心安全な食とすることを入れる箇所としてはここ？その記載がほしい。
2 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<基本的条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 給食、おやつで使う食材の産地や安全性を徹底公開 公立と現在とは違うところは、営利目的に出来ることだと思います。目に見えない分、子どもだと違いが分かりにくい食の安全性が削られてしまう心配があります。是非、公開して頂きたいです。
2 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<基本的条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保育公開日を沢山設ける。普段の様子（園の設備、子供たち、職員の方たち）を、保護者が認識して安心できるように。 民営化がはじまって、子供たちはどう過ごしているのか、何が変わったのか、保護者はとても不安な日々を過ごすと思います。参観月、日を設定するのではなく、希望したら受け入れてくださると安心かなと思います。
3 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<職員配置等の条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ もっと詳しい規約などが詰められないものか。例えば、非正規社員の場合継続的に就学を希望する場合積極的に雇用するように努める。これは、あまりにヒドい。継続的に今までの待遇（給料面など）はそのままに雇用する。としてはどうか。それこそが継続的という意味だ
3 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<職員配置等の条件>	<ul style="list-style-type: none"> ②施設長及び主任保育士は専任で、社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有していること。 ➤ 「幹部職員としての能力と経験を有するものであること」を追加する。
3 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<職員配置等の条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 看護師・調理師等についての条件がないがなぜか。
3 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<職員配置等の条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今現在公立保育園で働かれている公務員の方の処遇の懸念→民営へ移って頂き安い賃金で働いて頂くのか、保育以外の市の仕事をして頂くのか。
3 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<職員配置等の条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保育士だけではなく栄養士、保健師や看護師などの専門職の指摘・記載をしてください。

該当ページ・項目等	意見の内容
<p>3 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<職員配置等の条件></p>	<p>3 市の保育士配置基準により算出された必要保育士は、保育士の資格を有し、そのうち3分の1の保育士は、児童福祉事業に6年以上従事した者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ Level 3 の職位が全体の 3 分の 1 が望ましい。 <p>4 対象施設に勤務している非常勤職員等が対象施設へ継続的に就労を希望している場合は、積極的に雇用するよう努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「本人が希望する場合には必ず採用すること」へ変更 <div data-bbox="1182 309 2022 663" style="text-align: center;"> </div>
<p>3 ページ 5. 民営化の手法 (7) 募集条件<職員配置等の条件></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国家資格である保育士の資格を持った職員が現在と同じであること。民営化になると、基準がなくなってしまう、無資格の職員が保育にあたる事がとても増えると認識しています。保育士になるには国家資格を取得する為に大変な熱意と、努力と、知識、実習で積んでこられた経験が必要だと思っております。その基準が下がると、とても不安です。
<p>3 ページ (9) 移管のスケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 骨子案のためか、特にP3の(9) 移管のスケジュールが他資料への誘導となっており、とても確認がしづらいです。時間がないと思いますが、もう少し最終版に近い形まで作りあげて頂きたかったです。ますます不安になりました。
<p>4 ページ 6. 引継ぎ (1) 保育内容の継承</p>	<p>1 現在の保育園の一定の保育内容を継承する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「一定」を定義する旨の明記
<p>4 ページ 6. 引継ぎ (1) 保育内容の継承</p>	<p>①「一定の」：曖昧すぎる。具体的に、保育内容の何を指すのか。「一定の」があるのとないのとで、どのように意味が異なるのか？</p>
<p>4 ページ 6. 引継ぎ (2) 三者協議の実施</p>	<p>2 三者協議会の構成メンバーは、保護者、市(担当課、当該園の園長等の保育士)、事業者(理事長、保育士)を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 三者協議はどこがモニタリングするのかを明記 <p>3 三者協議会の開催は、移管前は積極的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「積極的」の頻度と管理について明記

該当ページ・項目等	意見の内容
4 ページ 6. 引継ぎ (2) 三者協議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①三者協議会に参加する保護者は、対象園の保護者の中から選出、移管前後に在園している人で、保育事業に関して知識豊富であるのが望ましく、園代表として会議に出席し、会議準備や保護者への伝達など、かなりの負担となる。協議への保護者参加は当然に必要なが、その負担は市としても認識していただく必要がある。 ➤ ④移管後の三者協議会開催はいつまで続ける予定か？後年、三者協議会を解散した後に三者での協議が必要と三者のいずれかが希望した場合には開催が可能か。
4 ページ 6. 引継ぎ (3) 合同保育の実施	<p>1 子どもたちへの影響を最小限に抑えるため、現在の保育士と新たな事業者の保育士が合同で保育を行う期間を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在の保育士が新たな事業者の保育士を養成し、現在の保育士の認定を受けた場合に限り、新たな事業者の保育士は継続して雇用される。(追加) <p>合同保育の期間については、三者協議会において協議し、市において決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 最低何年必要かを明記 <p>4 移管後の合同保育については、新事業者が運営する保育園に、市の保育士を派遣し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 目的、期間及び実施方法、についての明記が必要
4 ページ 6. 引継ぎ (3) 合同保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ (意見) 新たな事業者の保育士と合同保育を行う場合、事業者の保育士は既存運営している保育士である場合、既存園の園児や運営に支障がでないよう、市は配慮する必要があると思う。期間はこれから三者協議会で協議するようですが、なるべく長い期間を設けて欲しい。
4 ページ 6. 引継ぎ (3) 合同保育の実施	<p>①子どもたちへの影響を最小限に抑えるため、現在の保育士と新たな事業者の保育士が合同で保育を行う期間を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「期間を設定する」⇒「期間を十分に設定する」 <p>②合同保育の期間については、三者協議会において協議し、市において決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「市において」を削除する。 ➤ 「合同保育中に個々の子ども様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていく。」という内容を追加。
4 ページ 6. 引継ぎ (3) 合同保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引き継ぎに2～3年。公立でも正職の先生が1～2人異動されるように、子供たちが変だな？いつもと違うな？と思うことを完全に払拭できるように。 大好きな先生がいなくなって、他の園へ行ってしまうのは、公立でもある事なので、1年に1～2人ずつ変わっていくのがいいと思います。新しくきた先生の事を信頼して、大好きになるのは、時間が必要な事もあると思います。今まで築き上げてきた先生方との信頼関係は、保護者、子供たち共に数か月、1年位で築けるものではありません。大切な時期の子供たちこれから大人になっていく過程で“大人は信頼出来る”と教えていきたいです。

該当ページ・項目等	意見の内容
4 ページ 6. 引継ぎ (4) 市による支援及び進行管理	1 市は、引継ぎが計画的に実施されているかの進行管理を行う。 ➤ 進行管理の方法（報告書か現場調査か。また、チェック項目については公開されるかどうかを明記 2 引継ぎに関する問題が発生した場合には、市が積極的に調整に入り、必要な改善・指導を実施する。 ➤ 問題が発生した場合には、選定された社会福祉法人への移管は中止。 3 市は、事業者に対し研修等の必要な支援を実施する。 ➤ 研修等の「等」について詳細に明記。また、支援時期、頻度（入社した際、入社ご毎月何ヶ月ごと、など）の明記。
4 ページ 6. 引継ぎ (4) 市による支援及び進行管理	①市は、引継ぎが計画的に実施されているかの進行管理を行う。 ➤ 「進行管理を行う」⇒「進行管理を責任持つて行う」
4 ページ 6. 引継ぎ (4) 市による支援及び進行管理	➤ ①進行管理の具体的な方法は？ ➤ ③研修以外に想定される支援は何？その対応は市内他の私立園へのものと同じ対応になるのか？
4 ページ 7. 民営化後の取組 (1) 評価と公表	1 民営化後の評価として、福祉サービス第三者評価の受審を義務付ける。 ➤ 全保護者の参加の義務付けを明記。
4 ページ 7. 民営化後の取組 (1) 評価と公表	➤ 「民営化後も当分の間、三者協議会を継続して行う」という内容を追加。
4 ページ 7. 民営化後の取組 (2) 市の確認・点検・支援	➤ 第三者協議会を積極的に実施するや、改善の必要がある場合は市が積極的に加入する。積極的に加入する事態になるまで、把握していないということが問題になるのではないか。職員の待遇も現状で保育士が足りないのに職員の確保が民営化しました！のあとに、募集して集まるとは思えない。 市の監視下であり、職員の待遇や保育の質を今までと同じようになっているかを抜き打ちの形で市が見回りにいくようなことが必要である。
4 ページ 7. 民営化後の取組 (2) 市の確認・点検・支援	1 園の運営や保育内容について、必要に応じて指導及び監督を行う。 ➤ 少なくとも、半年に1回 2 民営化後の保育の状況等に関する保護者アンケートを実施する。 ➤ アンケートの論点、測定方法、データ検証、分析、改善計画、改善結果の公表（追加） 3 三者協議会において出された意見や、福祉サービス第三者評価及び保護者アンケートの結果、また、市への直接的な苦情により、改善の必要がある場合には、市が責任を持って改善の対応を行う。 ➤ 報告書の提出、または苦情の通知後、いつまでに対応するのか、を明記。 4 保育士等の研修など市全体の保育力向上のための人材育成について積極的な支援を行う。 ➤ 保育士等の「等」の完全なリスト、及び保育士としての適性検査の実施頻度について明記

該当ページ・項目等	意見の内容
4 ページ 7. 民営化後の取組 (2) 市の確認・点検・支援	②民営化後の保育の状況等に関する保護者アンケートを実施する。 ➤ 「実施する」⇒「実施し、事業者の運営状況を評価する。」
4 ページ 7. 民営化後の取組 (2) 市の確認・点検・支援	➤ 民営化して少なくとも3年位は、保護者からの不安や不満があった場合、必ず市が窓口になって、責任を持ってどんな小さな事でも対応する担当者、電話番号がはっきり明記された名詞のようなものを全世帯に配布民営化されて不安が多い中、市がこのような対応をして下さると保護者の立場としてとても安心出来ます。民営化がはじまって、最初はよかったけど…中身見たら…と、不安は沢山よぎるのですが、市が責任を持って、小さな思い、不安等も対応して下さいるととても安心です。質の良い法人を入れますとおっしゃって役所の方々、それを信用したいのでぜひ取り入れてほしいです。
4 ページ 7. 民営化後の取組 (2) 市の確認・点検・支援	➤ ①「必要に応じて」とは、どのような場合を指す？定期的に実地検査などをして状況把握及び指導監督を行ってほしい。市による確認・点検・支援は期限なく継続して実施するものなのか？民設民営でも公立からの移行なので市が関与を継続することは可能と思うが、市とは別機関になるので口出しできないとも聞く。規定や市の移行や予定があれば知りたい。 ➤ ④人材育成については市内他の私立保育園と同じ扱いなのか？
ガイドライン全般	➤ 骨子案は他の市などと代わり映えがしない。今民営化して、突然潰れる保育園や問題があがることが多い。それを繰り返さないためにも、慎重に規定を細かく決め選定しそれが継続的に行われていくかが子供たち未来に直結する。 ➤ もっと、踏み込んだ原案を策定し継続的に市が監視下にあることを明確にすることが必要。
ガイドライン全般	➤ 財政問題ありきの民営化だとしか考えられないと思います。議論するには財政の問題をしっかりと取り上げ、保育を必要とする子の利益と再度検証する必要があると考えます。民営化により現状サービス維持ができなくなった場合は公立に戻すなど保育を必要とする子の利益になることを明記すべきだと思います。 ➤ 大人の利益でなく、子の利益になるようしっかり考えていきましょう。
ガイドライン全般	保育士の給料低下に保育の質の低下の、懸念。→保育士は全産業平均給与より約10万円ほど低いと言われていいます。民営法人が利益を上げられない場合に縮小した際の園児の処遇の懸念。園児が怪我や死亡した際の保護者への手当ての充実さの違いの懸念。

(2)「国立市立保育園民営化ガイドライン(骨子案)」以外の公立保育園民営化に対する意見

意見の内容
<ul style="list-style-type: none">➤ 保護者、市民に民営化についての具体的な説明もなく、反対意見も多数出ている中、是非も問わずに、民営化の話が進んでいることに疑問、不信感を覚えます。➤ ガイドラインがどうのこうのの前に、民営化に反対です。わが子はなかよし保育園に通っていますが、その保育園の雰囲気、先生がいいなと思わせていますので、経営が変わり、保育園そのもの(なかよし)が無くなるのが嫌なのです。民営化の際は、引き継ぎ期間を設けると言っていますが、そんなことはどうでも良く、今ある保育園を変えないで下さい。➤ 長男は、なかよし保育園を卒園しましたが、無くなるかもしれないと知り、本当に嫌だと言っています。どれだけ、公立の、今ある保育園が、子供、親にとって大切な場所なのか、考えて頂きたいです。市には、愛のある、私達を悲しませることのない対応を望みます。
<ul style="list-style-type: none">➤ 7月に保育園で行われた説明会に参加いたしましたが、「保護者の意見・要望を伺いながら…」とありますが、こちらの不安に思っていることを伝えていた方もたくさんいましたが、財政のことと市長が民営化と言っていて当選していることを重視されていて、民営化に関してあまり要望が聞いてもらえる感じはしませんでした。説明会后すぐに市報にて「民営化します」といった内容のものを見た時は、大変おどろきました。説明会でどのような意見が出ようが、市の進め方は変わらないのかという印象を受けました。➤ 「園児への影響を最小限に」とありますが、影響が0になることはないということに重く受けとめていただきたいです。民営化のために多少の影響を子供たちが受ける可能性があることをふまえても、民営化を進めることの利点があるのでしょうか。説明会では、財源に限りがあることを理由としてあげてらっしゃいまして、保育園で働いている現在いる先生方を保育園に言っていない子供たちの対応の方へまわっていただくというお話でしたが、正直、ピンときません。それはそれで専門的な方が必要に感じます。そこを財源を理由にされるのであれば、そのことは財源をさくほど市としては重要視していないと感じます。現場での経験豊富な保育士という人材をムダにしているように感じます。民営の保育園を1つ増やすということでしたら、理解できますが、(待機児童の問題の解消のため)最終的には今ある公立のうち3つを民営化する利点がわかりません。3つの公立保育園の先生すべて民営化した場合、せめて子供の関係のある仕事をされるのでしょうか。普通の事務職になることは、本当にもったいないことだと感じます。財源に限りがあることはわかりますが、今ある人材は宝だと思います。それを一番活躍できる場所で生かせないことは、逆に財源をムダにしている表面上だけの財源確保に感じます。
<ul style="list-style-type: none">➤ 民営化については保護者への十分な説明が行われ、それら保護者の意見を尊重し、慎重に民営化の決定を行うよう様々な場面で要望及び行政説明がなされてきたと記憶するが、9月議会の答弁ですすでに民営化は決定事項であり、議会に対しても報告にとどめるなかで、民営化が決定されていくことに一保護者として不信感を覚えるとともに、審議会においては民営化を決定するために審議をしていたのか、諮問に基づき民営化の手段や方針を提示する為に審議をしていたのかお聞きしたい。➤ これまでの議会では審議会答申により民営化は了承されている事項のように受け取れる所管課による答弁が続いているが、民営化により影響を受ける保護者には、どのように園生活が変わるのか、そのメリット・デメリット、様々な不安からの質問に対しての返答がないまま、一方的な取り組むべき他の保育施策、財政的な状況についての説明に終始し、公立保育園民営化の是非の判断をするための理解が深められないまま、12月を迎えようとしています。当初は来年までであった審議会日程も短縮され、5月の答申直後に突然、対象園の決定と事業者選定委員会の設置が12月に行われることを知り、民営化が提案されて7年近くになりますが、ここ数ヶ月で実質的な部分が決められ、民営化はこうなると提示されても、民営化理由からガイドラインの中身の良し悪し、私たちの生活への影響と理解に苦慮しております。審議会におかれましては、子供たちの最善の利益を守るよう十分審議をいただき、私たちにその意義・必要性・効果がわかるよう説明を求めます。

意見の内容

- 第9回審議会の議事録にもあるとおり、「実績ある社会福祉法人」を選定したとしても、経験ある保育士を揃えることが可能なかどうか、とても心配。それができなかったという場合、将来的に経験ある保育士を増やしていくとするだけなのか。そもそも保育の質を落とさずに民営化することはできないのではないかと思う。
 - ガイドラインだけではシンプルすぎると思われる部分も、審議会ではかなり細かく詳細な情報をもとに審議いただけているようではあるが、他市の場合はどうやっている、という報告ばかりで、国立市の保育はこうあるべきだからこうする、という強い意志が感じられない。結局はガイドラインが審議会の成果品であり、雇用される保育士の質がほぼイコール保育園の質であることから、審議会できかに詳細に検討されようと、どんなに「良い」社会福祉法人が手を挙げようと、保育士が雇用され民営化園の運営が始まらないと判断できない点で、やはり民営化に対する不安は拭えない。
 - 民営化するにしろしないにしろ、現在の公立保育園の高い保育水準を維持することは、国立市の保育行政の大前提だと思っている。そのためのガイドラインが今の記載内容で十分なのかどうかを判断するのは自分には無理。保護者のみならず、議員でも市職員でも市長でも、おそらく無理だと思う。その基本的条件や職員配置等の条件、また、引継ぎについては、現公立保育園の意見を十分に聞いて取り入れてほしい。（実際どの程度ヒアリングして取り入れているのか？）
 - 民営化するののかしないののかの議論もなくいつのまにか民営化することになっていた印象は相変わらずある。ただでさえ保育士不足が問題となっている中、現在稼働中の社会福祉法人であっても、日本中で民営化が進み新規採用の保育士を雇用せざるを得なければ、高水準の保育を複数個所で実施することは難しいと思う。民営化後の園が当初の条件に合わない、重大な事故を起こす、などが多く発生している中、国立市はそうならない、という保証はどこにあるのか。それでも民営化するのか、もう一度根本からの議論が必要ではないか。なぜ財政上の必要だけを掲げて「拙速に」進めようとするのか、その理由、背景を明らかにしてほしい。自分はこれまで、市が決めるのであればよりよい民営化をともに目指すのがよいと考えてきたが、審議会や議会での議論の様子や市の進め方、世間での民営化関連ニュースを見るにつけ、民営化自体に反対する気持ちが強くなっている。民営化を進める自治体が多い中、教育や子育てに力を入れている（と言っている）国立市だからこそ、十分な議論が必要。公立保育園の意義を認め、民営化しないという結論もありうると思う。
- 保護者の中で8割は賛成していない民営化、説明会で反対の意見を伝え、訴えたにもかかわらず数日後に市報で民営化決定が発表されてとてもおどろいています。説明会を開催したから、保護者に理解を得たと認識されたのでしょうか？ガイドライン骨子案に「保護者の不安を解消しながら取り組む」とありますが、どう信用して子供たちを預けたらいいか不安でいっぱいです。ガイドライン作成においては、保護者が不安いっぱいの中、民営化は進んでいくことをご理解頂き、声をきいてください。これから大人になって社会に出ていく子供たちの“今”はとても大切でありベースになっていきます。国立市にとっても大きな財産ではないでしょうか？どうか子供たちが大人を信頼して過ごせるよう尽力下さい。お願い致します。
- 国立市では高齢化が激しい。子供たちが住みやすくすることが、国立市の未来に直結する。役所内の連携があまり取られていないように見えるし、ずさんなところが多いように思う。市議並びに市長がどこまで関わって積極的に動いているかも、かなり疑問。
- 全体的に、保護者、子どものことを良く考えて作られたガイドラインだと思うのですが、今現在、すでに保護者の意見が無視され続けている。また、都合のいいように勝手な解釈をされたりしている。この状況を考えると、一体何のためのガイドラインなのかわからなくなる。
- そもそも、民営化前提の進め方に納得出来ないまま、それでも次々と事態は進んでいくので、情報を見逃さないようにするのに必死です。そんな中「12月に園の決定」。ついていけません。このガイドラインもきれいごと、表面的なもののように思えてしまいます。
- 本当に「保護者の理解と納得を得て」と思われるのなら、弾丸で進めるのはやめてください。

意見の内容

- 基本的に民営化することについては反対です。保育審議会会議録をこれまでに全て読みましたが、第1回から第10回に至るまで、未だに反対の意見や民営化を危惧する声が挙がっているのにも関わらず、その言論が封殺されているという印象が強くなります。市民との合意形成なくして、民営化してはならないと考えますが、審議会の委員である偏在保育園の保護者であろう方の意見すら軽視している模様がみてとれますし、審議会のメンバーに保護者の方がいる事を逆手に取っているように見えてなりません。これは「公立保育園の民営化について」の保護者説明会に参加した際も同様の違和感を感じました。このような大切な事案について、強引に民営化を押し進めようとしている市の姿勢に、保護者としても市民としても強い不信感を覚えます。国立市の財源の問題で、市にとって運営していくのに「負担が大きい公立保育園から、負担の小さい私立保育園へと順次移行し」と国立市財政改革審議会答申に明記してあるにも関わらず、財政難が理由で民営化するわけではないと、市の職員の方から回答され、又そのような中骨子案作成まで着々と進み、信頼していいものか不安でしかありません。
- 今回提示されたガイドラインの理念に、「子どもの最善の利益を優先する」とありますが、最善の利益というのであれば、民営化するというのではなく、現在の成熟した公立保育園を維持、存続させていく事が、一番優先させることではないでしょうか？と言うのも、保育して下さる保育士の方々が、長く保育に携われる事が保障された中で、その経験や知識を現場の保育士の方同士で共有して頂き、そうして蓄積された事に基づいて子供たちと接して絆を深めていく事こそが子供たちにとって最善の利益だと考えるからです。
- 今ある歴史ある私立保育園は素晴らしいものだと認識しております。しかし、他都市で民営化した保育園については良い話というものを聞いた事はありません。仮に民営化後に保育園の名前が変われば、それだけでも在園児・卒園児にとって衝撃だと思います。保育の実施主体として責任のある国立市にとって、公立保育園を手放すことは、その責任をも手放す事と捕らえられても仕方のないという意味で、市民の不信感を招くリスクであり、経験豊富な人材を流出させる大きな損失といえるのではないのでしょうか？
- 民営化の理由の1つとして、「私立園を1つ増やすのではなく、国の保育所保育指針に見合った保育園として、モデルとなる保育園を目指す」とありますが、目指すところは、他都市で民営化によって様々な問題が起こっていますが、そうならない園を作ることではなく、公立四園を公立として残して市としてのリーダーシップを遺憾無く発揮して頂き、その機能を今ある私立保育園と共有し合い、より良い保育に高めて、「国立市とは子供達の育成に総力を挙げている魅力的な街である」という事を市内にも市外にも発信していくことではないのでしょうか？
- それを在園している子供たちにも。卒園していった子供たちにも見せていく事ではないのでしょうか？
- そうする為（公立を残すため）には、保育料を上げなければいけないとか、ごみ袋の有料化のような何かを有料にする必要がある等あれば、市からの説明があればぜひ国立市に住む一市民として協力したい所存です。何も反対だけを唱えているわけではないという事をご理解いただければと思います。
- それでも民設民営という方式で民営化するのであれば、万一移管先の事業者が実際に運営していく中で経営難に陥ったり、職員の短期離職をする方が続くというリスクを回避し、且つ保育の質を担保する為に、民営化することによって、市が新たに確保される財源を予め民営化される園の職員の給与の上乗せに充てたり、いずれ老朽化する園舎の建て替えの際の費用の積み立て等、積極的に支援するのが市の責任であると考えます
- 全ては子供達の最善の利益のため、将来、大人に対する不信感を持つ事無く、この街で育った事が喜びと子供達が感じられますように心から願っております。
- 民営化は市にとって急務かもしれませんが、民営化について多くの市民の方がその内容について知る機会を増やしていただきたく、又、計画された日程はあると思いますが、必要に応じて民営化決定の延期または取り止めも視野に入れた柔軟な対応をお願い申し上げます。